

# 木曽岬町農業委員会総会会議録

令和4年1月5日

木曽岬町農業委員会

## 木曽岬町農業委員会会議録

令和4年1月5日午後7時00分に、木曽岬町農業委員会総会は木曽岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1番 加藤 光雄  
2番 浅井 弘幸  
3番 黒宮 俊明  
4番 横田 法行  
5番 平野 洋二  
7番 岡村 なつ枝  
8番 白木 齊  
9番 丹村 巧

3. 欠席委員は次のとおりである。

6番 黒宮 喜代子

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

平松 和憲  
加藤 哲也  
花井 文彦  
伊藤 久志

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務員 多賀 達人  
事務員 服部 彰宏

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長 多賀 達人

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

## 9. 会議

会議内容は次のとおりである。

(開会の挨拶)

議長

本日は、農業委員会を開催いたしましたところ、委員の皆様には公私何かとお忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。  
只今より、木曽岬町農業委員会を開催いたします。  
本日の欠席委員は黒宮喜代子農業委員と伊藤博幸推進委員です。  
よって出席委員は、農業委員8名、推進委員4名です。本日の会議が成立します事をお伝えいたします。

(書記の指名)

議長

次に、書記の指名を行います。  
書記には、多賀 事務局長 を指名したいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

それでは、多賀 事務局長 よろしくお願い致します。

議長

只今より会議に入ります。各議案につきまして、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

(午後7時00分 開会)

議長

農業委員会会議規則第13条の規定により、出席委員さんの中から議事録署名者を2名、選出することになっておりますことから、本日の議事録署名者として、楨田法行委員、平野洋二委員にお願い致します。

ご両名の方、よろしくお願い致します。

それでは、議事に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画について

以上の3議案を上程致します。

只今上程した議案の内容について、事務局の説明を求めます。

事務局

総会事項書に基づき説明をさせて頂きます。

事項書2ページ「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の説明をさせて頂きます。本件につきましては、申請は [REDACTED] m<sup>2</sup>で申請件数が1件です。本件の内容ですが、

事項書3ページの1番の所有権移転については、[REDACTED]

[REDACTED] の [REDACTED] 筆 地目は [REDACTED]、地籍は合計 [REDACTED] m<sup>2</sup>、譲渡人は、

譲受人は [REDACTED] の [REDACTED] で売買による所有権移転です。

本件については、別で配布しました「令和4年1月5日開催農業委員会農地法第3条許可申請に係る資料」をご覧ください。

法第3条第2項の規定は、「前項の許可、つまり耕作を目的とした農地の権利移転などの法3条の許可については、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可することができない。」となっており、以下法令の規定に沿って申請書類の内容を確認させていただき、当該規定に該当するかどうか判断して頂くものです。

ただし、本件申請に関係ない条項については説明を省略します。

まず1ページの第1号関係ですが、権利を取得しようとする者等の「機械の所有状況」「農作業に従事する者の数」等からみて、取得する農地を効率的に利用して事業を行うと認められない場合は許可出来ないことになります。

1-1 権利を取得しようとする者又はその世帯員等が所有権等を有する農地の利用の状況ですが、1番は所有地の自作地が [REDACTED] m<sup>2</sup>、所有地以外の借入地で [REDACTED] m<sup>2</sup>であります。

次に2ページ、1-2 権利を取得しようとする者又はその世帯員等の機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等の状況ですが、作付作物については、[REDACTED] が [REDACTED] m<sup>2</sup>、[REDACTED] で [REDACTED] m<sup>2</sup>です。

機械の所有状況は、1番は [REDACTED] です。

農作業に従事する者としては、1番は農地所有適格法人でありますので農作業歴はありません。

2号関係ですが、権利を取得しようとする者が農地所有適格法人である場合、その法人の構成員等の状況を確認する必要があります。譲受人の [REDACTED] は農地所有適格法人ですので、資料9ページ以降の農地所有適格法人としての事業等の状況(別紙)にて説明します。

農地法第2条第3項では、農地所有適格法人は1号から3号に掲げる要件すべてを満たしている必要があるとされています。

まず、第1号関係ですが、「農地所有適格法人の主たる事業は農業であること」とされています。

1-1 事業の種類は、農業で [REDACTED] の生産及び販売となり、農業以外の事業はありません。また、権利取得後も変更はありません。

1-2 売上高についても、農業以外の売上はありません。

10ページ第2号関係では、「その法人の組合員、株主又は社員は、すべて法に掲げる者のいずれかであること」とされています。

2 構成員すべての状況では、従業員一覧表及び株主名簿が添付されており、役員である [REDACTED] をはじめ、常時従事者も含めた [REDACTED] 名については、農地法第2条第3項第2号のホ(その法人の行う農業に常時従事する者)に該当

いたします。

11ページ第3号関係では「その法人の常時従事者たる構成員が理事等の数の過半を占め、かつ、その理事等のうち1人以上の者が、その法人の行う農業に必要な農作業に農林水産省令で定める日数以上従事すると認められるものであること」とされています。農林水産省令で定める日数以上とは60日以上となります。

農業への従事状況ですが、役員である [REDACTED] は、農業への従事状況は [REDACTED] となっています。

以上により1番の [REDACTED] は、農地法第2条第3項としての要件が満たされている農地所有適格法人であると考えます。

次に2ページに戻りまして、3号関係については該当ありません。次に資料3ページの第4号ですが、農地所有適格法人は除きますので該当ありません。

次に第5号ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後の農地面積の合計が当町の場合には50aに達しない場合は許可出来ないことになります。

5-1 権利取得後における経営面積は、[REDACTED] m<sup>2</sup>です。

5-2 特例事項は該当ありません。

6号7号についても該当なしです。

次に資料の5ページの7周辺地域との関係ですが、権利を取得しようとする者等が、取得後に当該地域の農地の集団化、作業の効率化、その他周辺地域の農地の利用などに支障を生ずると認められる場合には許可する出来ないこととなります。

1番は「取得農地の営業上の利用で周辺地域へ被害を及ぼす要因はありません。もしも被害が発生したときは、当社が責任を持って解決します。」とっています。

また、資料の6ページの地域との役割分担につきましては、「地域の農業関係の集会や共同作業には積極的に参加し、農道、水路、排水路、用水管理等の共同利用施設の取り決めは遵守します。」とっています。

以上により事務局としては、1番の所有権移転について 農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

次に、事項書4ページの「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明致します。本件につきましては、申請件数は [REDACTED] 件、[REDACTED] m<sup>2</sup> です。

本件で転用しようとする土地につきましては、県に意見書を添えて進達し、県から許可を頂くのですが、当農業委員会の意見書を添えるにあたり、今回の案件の土地が何種農地なのかによって転用が可能かどうかの判断がなされます。

5ページの申請番号1番について、区分は [REDACTED]、申請地が [REDACTED] [REDACTED] 地目 [REDACTED]、地積 [REDACTED] m<sup>2</sup> で、貸人は [REDACTED] [REDACTED]、借人は [REDACTED] [REDACTED] です。

当該申請は借人が営む [REDACTED] の事務所、倉庫及び資材置場としての転用

で、隣接地の状況は、北が[REDACTED]、東が[REDACTED]、西が[REDACTED]、南が[REDACTED]です。雨水排水は、砂利敷により敷地内に浸透させる計画であります。

事務局としての見解ですが、転用しようとする土地は、土地の周辺の地域において居住する者の業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるから、第1種農地の不許可の例外に該当すると考えます。

次に申請番号2番について、区分は所有権、申請地が[REDACTED]  
[REDACTED] 地目 [REDACTED]、地積 [REDACTED] m<sup>2</sup>で、譲渡人は[REDACTED]  
[REDACTED]、譲受人は[REDACTED] です。

次に申請番号3番ですが、申請番号2番との一体利用になりますので併せて説明します。

区分は所有権、[REDACTED] 地目 [REDACTED]、地積 [REDACTED] m<sup>2</sup>で、譲渡人は[REDACTED]  
[REDACTED]、譲受人は[REDACTED] です。

当該2件の申請は譲受人が営む[REDACTED]の資材置場としての転用で、隣接地の状況は、北が[REDACTED]、東と南が[REDACTED]、西が[REDACTED]です。雨水排水は、東側及び南側の既設道路側溝へ排水させる計画であります。

事務局としての見解ですが、転用しようとする土地は、500m以内に[REDACTED]  
[REDACTED] があり、[REDACTED]の町道に上水道管及び下水道管が埋設されていることから農地法施行規則第43条第1項の規定に該当されるため、第3種農地であると考えます。

次に6ページをご覧ください。「議案第3号 農用地利用集積計画について」説明をさせて頂きます。利用権の設定に係るもの貸付人[REDACTED]戸、借受人[REDACTED]戸の、筆数が[REDACTED]で、面積は[REDACTED] m<sup>2</sup>と、所有権移転に係るもの譲渡人[REDACTED]戸、譲受人[REDACTED]戸、筆数が[REDACTED]筆で、面積は[REDACTED] m<sup>2</sup>です。

8ページの農用地利用集積計画の、整理番号 1-1 と 1-2 については、所有権移転をする者は[REDACTED]、所有権移転を受ける者が[REDACTED]  
[REDACTED]、面積が[REDACTED] m<sup>2</sup>の[REDACTED]筆、地目は[REDACTED] です。

所有権移転の各筆の詳細は資料の9ページとなり、売買価格は10aあたり約[REDACTED] 円、合計で[REDACTED] 円です。

次の整理番号2番からは利用権設定です。

8ページの整理番号2番は、利用権の設定を行う者が[REDACTED]、利用権の設定を受ける者が[REDACTED]、筆数が[REDACTED]筆で地目は[REDACTED] の [REDACTED] m<sup>2</sup>です。利用権等の存続期間は[REDACTED] 年間で、借賃の支払方法は[REDACTED] です。

整理番号 3-1、3-2 は、利用権の設定を行う者が[REDACTED]、利用権の設定を受ける者が[REDACTED]、筆数が[REDACTED]筆で地目は[REDACTED] の [REDACTED] m<sup>2</sup>です。利用権等の存続期間は[REDACTED] 年間で、借賃の支払方法は[REDACTED] です。

整理番号4番は、利用権の設定を行う者が[REDACTED]、利用権の設定を受ける者が[REDACTED]、筆数が[REDACTED]筆で地目は[REDACTED] の [REDACTED] m<sup>2</sup>です。利用権等の存続期間は[REDACTED] 年間で、借賃の支払方法は[REDACTED] です。

整理番号 5-1、5-2、5-3 は、利用権の設定を行う者が[REDACTED]、利用権の設定を受ける者が[REDACTED]、筆数が[REDACTED]筆で地目は[REDACTED] の [REDACTED] m<sup>2</sup>です。

利用権等の存続期間は■年間で、借賃の支払方法は■で  
す。

各筆の詳細については10ページ以降に記載がありますのでご確認をお願  
いします。

本件農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条  
第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 事務局の説明が終わりました。只今から申請・届出書類を回覧させて頂きます。回覧が終わりますまで、暫時休憩とさせていただきます。十分な審査、ご確  
認を賜りますようお願いします。

[休会 午後7時19分]  
(申請書回覧)

議長 それでは、申請・届出書類の回覧が終わりましたので、休憩を解きまして会  
議を再開いたします。

[開会 午後7時26分]

議長 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につ  
きまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。  
はじめに推進委員の花井文彦委員のご意見をお願いします。

花井文彦委員 特に問題ないと思います。

議長 次に農業委員の平野洋二委員のご意見をお願いします。

平野洋二委員 同じく問題ないと判断しました。

議長 ありがとうございました。ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をい  
ただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願いま  
す。

(特に意見なし)

議長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第2号 農地  
法第5条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、申請地の担  
当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。

はじめに推進委員の平松 和憲委員のご意見をお願いします。

- 平松和憲委員  
議長 特に問題ないと判断しました。
- 加藤光雄委員  
議長 次に農業委員の加藤 光雄委員のご意見をお願いします。
- 同じく問題ないと思います。
- ありがとうございました。ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。
- ( 特に意見なし )
- 議長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「2番」と「3番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。  
はじめに推進委員の加藤 哲也委員のご意見をお願いします。
- 加藤哲也委員 申請地は住宅に囲まれている場所で、[ ] も近く転用にあたって特に問題ないと判断できました。
- 議長 次に農業委員の黒宮俊明委員のご意見をお願いします。
- 同じく問題ないと判断しました。
- 黒宮俊明委員  
議長 ありがとうございました。ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。
- ( 特に意見なし )
- 議長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第3号 農用地利用集積計画について」につきまして、委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。
- ( 特に意見なし )
- 議長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- ( 「異議なし」の声あり )

- 議長 それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、原案に賛成の方は挙手願います。
- ( 挙手全員 )
- 議長 ありがとうございました。  
挙手全員により、「1番」は、原案どおり可決決定致します。
- 議長 続きまして「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「1番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。
- ( 挙手全員 )
- 議長 ありがとうございました。  
挙手全員により、「1番」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。
- 議長 続きまして「2番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。
- ( 挙手全員 )
- 議長 ありがとうございました。  
挙手全員により、「2番」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。
- 議長 続きまして「3番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。
- ( 挙手全員 )
- 議長 ありがとうございました。  
挙手全員により、「3番」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。
- 議長 次に、「議案第3号 農用地利用集積計画について」、原案に賛成の方は挙手願います。
- ( 挙手全員 )

議長 ありがとうございました。  
　　挙手全員により、「議案第3号 農用地利用集積計画について」は、原案ど  
おり可決決定致します。

議長 これをもちまして、本日の議題の審議は全て終了致しました。  
　　長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。  
　　これをもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。  
　　(午後 7時31分 閉会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は

正確であることを証するためにここに署名する。

令和4年 月 日

木曽岬町農業委員会 会長

木曽岬町農業委員会 委員

木曽岬町農業委員会 委員